

1. かかりつけ薬剤師・薬局の推進について

これまでの動き

○ 昨年度から本年度にかけて、薬局・薬剤師をとりまく状況は大きく変わった。平成 27 年 3 月には、規制改革会議等の公開ディスカッションで医薬分業のあり方が議論されたが、そこでは、現状の薬局は、本来の医薬分業における役割やコストに見合うサービスが提供できていないとの指摘がなされた。

○ 厚生労働省では、患者本位の医薬分業となるよう、かかりつけ薬局を推進していくため、薬局全体の改革を検討することとし、平成 27 年 10 月に「患者のための薬局ビジョン」を策定・公表した。

(参考資料編 1 「かかりつけ薬剤師・薬局の推進について」 参照)

(ビジョンの主な内容)

- ・ かかりつけ薬剤師・薬局の機能として、以下を提示。
 - ①服薬情報の一元的管理 ②24 時間対応・在宅対応 ③医療機関等との連携
- ・ 薬局再編の全体像として、2025 年までにすべての薬局を「かかりつけ薬局」に再編することを目指す。
- ・ かかりつけ薬剤師・薬局の実現に向けた対応として、以下を提示。
 - ① KPI を活用した PDCA サイクルの実施
 - ② ICT を活用した服薬情報の一元的把握の推進
 - ③ 制度、予算・税制、診療報酬等の施策の実施

○ ビジョンを実現するため、今年度予算では「患者のための薬局ビジョン推進事業費」の中で、4 つのメニュー事業として、①地域全体のかかりつけ薬剤師・薬局機能強化のための連携推進事業、②多職種連携による薬局の在宅医療サービスの推進事業、③電子版お薬手帳を活用した先進的な地域の健康サポート推進事業、④薬局・薬剤師によるアウトリーチ型健康サポート推進事業を進めており、現在、30 都道府県 32 事業が実施されている。

○ KPI を活用した PDCA サイクルの実施については、経済・財政再生計画等において、患者本位の医薬分業を実現するための KPI が定められているが、このうち、かかりつけ薬剤師としての役割を発揮できる薬剤師を配置している薬局数の評価指標については、現在、その具体的内容の検討を行っているところである。具体的な評価指標については、客観性・継続性、薬剤師の本質的な取組を評価できるか否か等

の観点から設定することとしているが年度内には案をお示ししたい。

(参考資料編 2 「経済・財政再生アクション・プログラム 2016 参考資料 (平成 28 年 12 月 21 日) より作成」 参照)

- また、薬局のヒヤリ・ハット事例を収集し、集積した分析評価を行い、薬局における医療安全確保を進めている。

今後の取組

- 来年度も、「患者のための薬局ビジョン推進事業費」の予算事業として約 1 億 9 千万円が計上されており、今年度の事業内容を発展・充実させたモデル事業を行う予定である。

都道府県等に対応頂く事項 (依頼)

- 「患者のための薬局ビジョン推進事業費」のメニューは、いずれもかかりつけ薬剤師・薬局を進めていく上で必要な事業であり、各事業の成果は、他の地域での参考になるよう、情報提供していきたいと考えているので、現在事業を実施中の都道府県におかれては、事業報告書の作成をよろしくお願いしたい。
- 今年の事業を進めていく中で、都道府県の担当の方から、次に事業を行う場合には、事業の実施が早期にできるよう、早めに実施要綱を提示して募集を開始してほしいとの要望をいただいた。現在、来年度の募集を速やかに開始できるよう、手続を進めており、3 月末を応募締切とする予定である。
- 各自治体におかれては、患者のための薬局ビジョン実現に資するモデル事業の実施に向けた準備を行い、今年事業を実施していない自治体も含め、積極的に応募していただくようお願いしたい。自分たちの地域で住民のために薬局は何ができるか、行政が関係団体などと一緒に考えて考えることが大事であると考えている。
- 事業の実施に際しては、既存の取組を継続するだけのものではなく、いずれのテーマでも、在宅医療介護連携と整合性をもって取り組むことが重要となる。他職種連携の観点から、薬剤師のみでなく、医療の介護分野の各職種団体との連携はもとより、行政においても薬務担当課だけでなく、関連部局や市町村と適宜連携を取る

ようお願いしたい。

- かかりつけ薬剤師としての役割を発揮できる薬剤師を配置している薬局数についての KPI に関しては、把握手段として、薬局機能情報提供制度の活用を検討している。検討の結果、システム改修が必要となった際は、必要なデータを抽出し、国へ報告できるような工夫をするなど、ご協力をお願いしたい。なお、検討状況については、都道府県で円滑に対応できるよう、早めの情報提供を行っていきたい。
- また、薬局に対して、薬局ヒヤリ・ハット事例の収集と参加登録の働きかけをお願いするとともに、平成 19 年度に策定した医療安全に関する手順書の作成マニュアルに則り、薬局における医療安全対策が図られていることの確認及び医療事故防止のより一層の徹底をお願いしたい。
(参考資料編 3 「薬局医療安全対策推進事業」 参照)

2. 健康サポート薬局の届出・公表について

これまでの動き

- 平成 28 年 10 月から、かかりつけ薬剤師・薬局の基本的な機能に加え、地域住民による主体的な健康の保持増進を積極的に支援する機能を備えた薬局が届出により、「健康サポート薬局」として公表できることとした。平成 29 年 1 月末時点の届出数は、34 都道府県において 152 件となっている。
(参考資料編 1 「かかりつけ薬剤師・薬局の推進について」 参照)

- また、平成 28 年 4 月より、健康サポート薬局の基準を満たすために不動産を取得した場合には、その不動産にかかる不動産取得税の優遇措置が開始された。優遇措置が実施されるのは平成 29 年度までの 2 年間である。

今後の取組

- 健康サポート薬局を全国に普及させていくために、届出先となっている全ての自治体において健康サポート薬局の取組が始まるよう、制度の周知も含め、自治体や関係団体と連携して取組を進めてまいりたい。

都道府県等に対応頂く事項（依頼）

- 各自治体におかれましては、健康サポート薬局の届出・公表に関して、不動産取得税の優遇装置も併せて、引き続き、関係団体、関係機関等に周知を図るとともに、健康サポート薬局の届出があった場合には速やかに対応し、薬局が地域住民の健康維持・増進に貢献できるよう、健康サポート薬局を目指す薬局のご相談に対応いただくようお願いしたい。
- また、地域の方々が自分の地域の「健康サポート薬局」を探することができるように、薬局機能情報提供制度等を速やかに更新し、情報発信を行っていただきますようお願いしたい。

＜担当者＞ 廣部係員（内線2712）

3. 薬局における薬剤師不在時の一般用医薬品の取扱いの見直しについて

これまでの動き

- 平成28年6月に閣議決定された規制改革実施計画において、「患者本位の医薬分業の推進を前提とし、薬局の調剤応需体制の確保とのバランスなどを考慮しつつ、薬局において、薬剤師不在時にも登録販売者が第二類・第三類医薬品を販売することができるよう、業界関係者の意見を幅広く聴取した上で、規制を見直す。」とされた。（平成28年度検討・結論、平成29年度上期措置）
- また、「薬局及び店舗販売業の併設許可に係る審査基準及び指導基準（以下「審査基準等」）が都道府県、保健所設置市及び特別区により異なることについて、現状の調査を行い、その合理性を検証し結果を公表した上で、検証結果を踏まえ、審査基準等について検討し、必要な措置を講ずる。」とされた。（平成28年度検討・結論・措置）

今後の取組

- かかりつけ薬剤師・薬局としての役割を果たせること等、一定の条件の下で、薬

局において薬剤師不在時に登録販売者が第二類・第三類医薬品を販売することができるよう、業界関係者へのヒアリングを行い、具体的な措置について検討することとしている。

- 薬局と店舗販売業を併設する場合の取扱いについては、各都道府県等に御協力いただいた調査の結果等を踏まえ、年度内に検討を行い、必要な措置を講じることとしている。

都道府県等に対応頂く事項（依頼）

- 上記の検討に際し、引き続き、各自治体の状況をご教示いただく等、ご協力をお願いしたい。
- 検討の結果、省令改正等が必要となった際は、円滑に運用できるよう、ご協力をお願いしたい。

4. 医療用医薬品の適正な流通の確保に係る卸売販売業者及び薬局における記録及び管理の徹底について

これまでの動き

- 平成29年1月、ハーボニー配合錠の偽造医薬品が流通し、奈良県内の薬局で患者の手に渡る事案が発生した。
- 卸売販売業者及び薬局の管理者は、保健衛生上支障を生ずるおそれがないように医薬品等を管理する義務があるにもかかわらず、外箱から取り出され、添付文書が添付されていない裸のボトル状態の偽造品が卸売販売業者及び薬局の間で流通し、薬剤師による調剤を経て患者の手に渡る事態に至ったことは、地域から信頼されるかかりつけ薬剤師・薬局の実現が求められる中で大変由々しきことである。
- このため、偽造医薬品が流通した事案の再発を防止する観点から、都道府県等を通じ、卸売販売業者及び薬局に対して、医薬品の譲渡人の本人確認、医薬品の容器包装の確認等を行うことを求める通知（平成29年2月16日付薬生総発第0216

第1号「卸売販売業者及び薬局における記録及び管理の徹底について」）を発出したところである。

- 併せて、監視指導・麻薬対策課長より都道府県等に対して、この通知の趣旨を踏まえ、監視指導の強化を求める旨の通知（平成29年2月16日付け薬生監麻発第0216第1号「医療用医薬品の適正な流通確保に係る監視指導の強化について」）を発出した。

今後の取組

- 引き続き、自治体と連携し、医療用医薬品の適正な流通の確保の徹底に努めるとともに、今回の事案の結果を踏まえ、どのような対応が必要か、新たな規制の省令化も含め、検討してまいりたい。

都道府県等に対応頂く事項（依頼）

- 上記通知に従って、卸売販売業者及び薬局に対して、医療用医薬品の適正な流通の確保が徹底されるよう、指導等お願いしたい。

＜担当者＞ 山本主査（内線4212）

5. 薬剤師の資質向上について

これまでの動き

- 平成18年度から薬学教育6年制がスタートし、平成29年2月25日及び2月26日には、6年制に対応してから6回目の国家試験が実施されたところである。
- 平成25年12月に薬学教育モデル・コアカリキュラムが改訂され、平成27年度入学生から適用されていることから、薬剤師国家試験についても、改訂モデル・コアカリキュラムに対応することが求められている。今年度、医道審議会薬剤師分科会薬剤師国家試験出題基準改定部会において、平成32年度実施の薬剤師国家試験から適用する新たな薬剤師国家試験出題基準を策定した。

- 平成22年3月にまとめられた「チーム医療の推進に関する検討会報告書」において、他の医療スタッフと協働して、積極的な処方提案や薬物療法を受けている患者への薬学的管理等を行うなど、薬剤師の積極的な活用が提言された。
- 厚生労働省としては、チーム医療に貢献する薬剤師を養成するために、これらに取り組んでいる薬局・医療機関（先行・先端事例実施施設）を実務研修機関において、すでに医療に従事している薬剤師を対象に実地研修を行う、薬剤師生涯教育推進事業を平成22年4月より実施している。
（参考資料編4「薬剤師生涯研修推進事業」参照）
- 平成20年4月に施行された医療法等の改正に伴う薬剤師法の一部改正の中で、薬剤師の行政処分に関し、戒告処分の新設等を行うとともに、被処分者に対して再教育研修の受講を義務付けられた。また、行政処分及び薬剤師国家試験の科目や実施の方法を定めようとするときは、あらかじめ医道審議会の意見を聴かなければならないこととされており、平成20年4月、医道審議会に薬剤師分科会が設置された。また平成25年3月には、個別事案についての対応の基本となる「薬剤師の行政処分に関する考え方の一部改正について」（平成25年薬食総発0314第1号）を通知した。
- 平成28年度の行政処分は、11月1日に、医道審議会への諮問及び答申を経て、2名に対して免許取消を、7名に対して業務停止を実施した。また、11月30日、12月1日の両日に渡り、対象者に対して再教育研修を行った。

都道府県等に対応頂く事項（依頼）

- 薬剤師の資質向上が図られるよう、チーム医療に貢献する薬剤師を養成するための研修事業を平成22年から実施しており、平成29年度も実施する予定である。薬剤師の一層の資質向上を図るための研修事業等について、薬剤師及び関係機関等への周知等をお願いしたい。
- 薬剤師の行政処分については、都道府県から具申されたもの等について、医道審議会への諮問と答申を経て、順次実施していくこととしている。行政処分の対象となり得る事案の把握及び行政処分対象者の意見聴取等について、引き続きご協力をお願いしたい。

＜担当者＞ 清水主査（内線4212）

6. 医薬品の適正使用等の啓発について

これまでの動き

- 国民の健康に対する意識や関心が高まっており、医薬品を使用する国民が、その特性等を十分理解し、適正に使用できるよう、かかりつけ薬剤師・薬局を推進する等環境整備を進めることが重要である。平成18年6月に公布された「薬事法の一部を改正する法律」（平成18年法律第69号）において、国、都道府県、保健所を設置する市及び特別区は、関係機関及び関係団体の協力の下に、医薬品及び医療機器の適正な使用に関する啓発及び知識の普及に努めることが盛り込まれた。
- 厚生労働省においては、毎年10月17日から23日までを「薬と健康の週間」とし、以下の取組を行うとともに、政府広報各種メディアや厚生労働省公式Twitterへの投稿、関係機関等が主催するフォーラムへの参画等を行っている。
 - ・ ポスターやリーフレットの各都道府県、薬局、薬店等への配布
 - ・ テレビ・ラジオ放送、新聞・広報誌掲載による広報
 - ・ 薬事功労者に対する厚生労働大臣表彰また、くすりに関する情報を広く国民に提供するためのホームページ（おくすりe情報 <http://www.mhlw.go.jp/bunya/iyakuhin/okusuri/index.html>）を開設しているところ。

今後の取組

- 国民がくすりに関する正しい理解を深めるために、医薬品を取り巻く関係者（国民、専門家、企業・団体、行政機関）が参加できる方策に取り組んでいく。併せて、関係機関等とも協力しつつ、かかりつけ薬剤師・薬局の推進等、全国的な医薬品の適正使用等の啓発に努める。

都道府県で対応頂く事項（依頼）

- 今後とも、都道府県薬剤師会等の関係機関と連携しつつ、「薬と健康の週間」におけるかかりつけ薬剤師・薬局の推進等の活動、各種メディアを活用したPR及び関係機関等による啓発活動への協力・参画等に努めるとともに、各都道府県の実情に合わせた取組をお願いしたい。

○ その際、以下の点を踏まえ、医薬品等の誤飲防止や医薬品と健康食品の相互作用に関する注意喚起等についても併せてお願いしたい。

- ・ 平成25年12月27日付けで、厚生労働省医薬食品局審査管理課化学物質安全対策室報告書「平成25年度家庭用品等に係る健康被害病院モニター報告」が公表され、小児の誤飲事故に関して、調査開始以来、初めて医薬品・医薬部外品の誤飲の報告件数が1位となったこと。また、平成27年12月18日付けで、消費者安全調査委員会より「消費者安全法第23条第1項の規定に基づく事故等原因調査報告書「子どもによる医薬品誤飲事故」」がとりまとめられ、子どもによる医薬品誤飲事故を防ぐことの重要性が指摘されたこと。
- ・ 平成25年1月29日付けで、内閣府消費者委員会において「「健康食品」の表示等の在り方に関する建議」が取りまとめられ、薬局における医薬品の調剤及び販売の際に、薬剤師等が患者より健康食品の摂取状況を聴取し、過剰摂取や医薬品との相互作用等について、患者に対し適切な注意喚起を行うことの重要性が指摘されたこと。

<担当者> 岩井係員（内線2712）

7. PMDAにおけるイノベーション実用化の支援について

現 状 等

- 革新的な医薬品・医療機器・再生医療等製品については、シーズの探索から実用化まで個社で一貫して対応するのではなく、オープンイノベーション等により、ベンチャー企業やアカデミア等と連携し対応することが重要となっている。
- 厚生労働省の「医療のイノベーションを担うベンチャー企業の振興に関する懇談会報告書（平成28年7月）」においても、ベンチャー、中小企業をサポートする窓口を明確化し、薬事戦略相談など医薬品・医療機器等の実用化支援を必要とする者がワンストップで気軽に相談できる体制の整備が求められている。
- このため、PMDAにおいても、平成28年10月にPMDAにイノベーション実用化支援準備室を設置し、PMDAの業務である薬事戦略相談業務等の更なる充実強化等を通じ革新的な医薬品・医療機器等の実用化を支援する体制の準備を進めているところである。

＜担当者＞ 石川補佐（内線2913）

8. 情報公開の状況（生活衛生・食品安全部を除く）

現 状 等

- 平成 13 年 4 月の行政機関情報公開法の施行に伴い、国民一般、マスコミ、患者団体、薬事関連企業等による行政文書の開示請求に対し、情報の開示・不開示の取り扱いについての範囲を定めた「医薬食品局の保有する情報の公開に係る事務処理の手引」をもとに対応している。

医薬・生活衛生局（生活衛生・食品安全部を除く）に対する開示請求は、平成 27 年度は約 4,000 件（厚生労働本省全体の約 7 割）、平成 28 年度は 12 月末までに約 2,800 件（厚生労働本省全体の約 7 割）となっている。

- また、平成 17 年 4 月の行政機関個人情報保護法の施行に伴い、保有個人情報の開示請求は、平成 27 年度 25 件（厚生労働本省全体 373 件）あり、平成 28 年度は 12 月末までに 12 件（厚生労働本省全体 346 件）あった。

- [主な開示請求の内容]
- ① 医薬品・医療機器等承認申請関係資料（申請書、資料概要、審査等結果通知書 等）
 - ② 医薬品・医療機器等外国製造業者認定（更新）申請関係資料
 - ③ 医薬品等副作用・感染症症例報告

- 平成 14 年 10 月からは、独立行政法人等情報公開法が施行されている。

独立行政法人医薬品医療機器総合機構もこの対象となっており、平成 27 年度の開示請求は約 1,400 件（うち、保有個人情報 8 件を含む）、平成 28 年度は 12 月末までに約 800 件（うち、保有個人情報 5 件を含む）となっている。

都道府県で対応頂く事項（依頼）

- 各都道府県において保有する医薬品等にかかる行政文書の公開に当たっては、「医薬食品局の保有する情報の公開に係る事務処理の手引」を参考にしつつ、各都道府県において整備された条例等にしたいがい、適正な情報公開の推進に努められるようお願いしたい。

<担当者> 内沼医薬情報室長補佐（内線 2728）

かかりつけ薬剤師・薬局の推進について

1. これまでの動き

- 平成27年10月に「患者のための薬局ビジョン」を策定・公表し、かかりつけ薬剤師・薬局の基本的機能を示した。
- 平成28年度は、「患者のための薬局ビジョン推進事業」の中で、30道府県32事業がモデル事業を実施している。
- 薬局のヒヤリ・ハット事例を収集し、集積した情報の分析評価を行い、薬局における医療の安全確保を進める（H27は事業参加薬局数8,562、報告のあった薬局数574、公表件数4,779）。

2. 今後の取組

- かかりつけ薬剤師・薬局の推進を図るため、今年度に引き続き、来年度も、予算事業としてかかりつけ薬剤師・薬局のモデル事業等を行う予定。事業実施を早めるために、現在、来年度の募集を速やかに開始できるよう、手続を進めており、3月末を募集締切とする予定である。

3. 都道府県等に対応頂く事項（依頼）

- 3月末を応募締切の予定としていることから、事業の円滑な実施に向けて準備をお願いしたい。
- 事業の実施に際しては、いずれのテーマでも、地域包括ケアの元での在宅医療介護連携と整合性をもって取組むことが重要であり、薬務担当課だけでなく、関連部局や市町村とも適宜連携を取るようお願いしたい。
- 薬局に対して、薬局ヒヤリ・ハット事例の収集と参加登録の働きかけをお願いするとともに、平成19年度に策定した医療安全に関する手順書の作成マニュアルに則り、薬局における医療安全対策が図られていることの確認及び医療事故防止のより一層の徹底をお願いしたい。

健康サポート薬局の届出・公表について

1. これまでの動き

- 平成28年10月より、積極的に地域住民の健康の維持・増進を支援する健康サポート薬局の届出・公表が開始された（平成29年1月末時点の届出数は34都道府県において152件）。
- また、平成28年4月より、健康サポート薬局の用に供する不動産に係る不動産取得税の優遇措置が開始された（平成28年度から29年度までの2年間）。

2. 今後の取組

- 健康サポート薬局が全国に普及していくために、届出先となっている全ての自治体（都道府県、保健所設置市、特別区）において健康サポート薬局の取組が始まるよう、自治体や関係団体と連携して対応を行う。

3. 都道府県等に対応頂く事項（依頼）

- 健康サポート薬局の届出・公表に関して、不動産所得税の優遇措置も併せて、引き続き、関係団体、関係機関等に周知徹底を図るとともに、健康サポート薬局の届出があった場合には速やかに対応していただきたい。また、届出に関する相談等には随時対応し、疑義があれば、医薬・生活衛生局総務課あてに照会していただきたい。
- 地域住民が健康サポート薬局の情報を検索できるように、薬局機能情報提供制度等を速やかに更新し、情報発信を行うよう、引き続きご協力いただきたい。

薬局における薬剤師不在時の一般用医薬品の取扱いの見直し

1. これまでの動き

- 平成28年6月に以下の内容を盛り込んだ規制改革実施計画が閣議決定された。
 - ・ 薬局において、薬剤師不在時にも登録販売者が第二類・第三類医薬品を販売することができるよう、業界関係者の意見を幅広く聴取した上で、規制を見直す。（平成28年度検討・結論、平成29年度上期措置）
 - ・ 薬局と店舗販売業の併設許可に係る審査基準等の自治体ごとの際について、現状の調査を行い、その合理性を検証し結果を公表した上で、規制を見直す。（平成28年度検討・結論・措置）

2. 今後の取組

- かかりつけ薬剤師・薬局としての役割を果たせること等、一定の条件の下で、薬局において薬剤師不在時に登録販売者が第二類・第三類医薬品を販売することができるよう、業界関係者へのヒアリングを行い、具体的な措置について検討することとしている。
- 薬局と店舗販売業を併設する場合の取扱いについては、各都道府県等に御協力いただいた調査の結果等を踏まえ、年度内に検討を行い、必要な措置を講じることとしている。

3. 都道府県で対応頂く事項（依頼）

- 上記の検討に際し、引き続き、各自治体の状況をご教示いただく等、ご協力をお願いしたい。
- 検討の結果、省令改正等が必要となった際は、円滑に運用できるよう、ご協力をお願いしたい。

医療用医薬品の適正な流通の確保に係る 卸売販売業者及び薬局における記録及び管理の徹底について

1. これまでの動き

- 平成29年1月、ハーボニー配合錠の偽造医薬品が流通し、奈良県内の薬局で患者の手に渡る事案が発生した。
- 偽造医薬品が流通した事案の再発を防止する観点から、都道府県等を通じ、卸売販売業者及び薬局に対して、医薬品の譲渡人の本人確認、医薬品の容器包装の確認等を行うことを求める通知を発出した。

2. 通知の概要

- 譲渡人の氏名等を記録する際には、譲渡人に身分証明書等の提示を求めて本人確認を行うこと（許可業者間の契約に基づく継続的な取引は、逐次の確認は不要）。
- 譲り受けた医薬品が本来の容器包装等に収められているかどうかその状態の確認を行うとともに、医薬品の管理状況等に疑念がある場合には仕入れの経緯等を確認すること。
- 薬局の薬剤師は、医薬品の状態（容器包装等を含む）を観察し、異常が認められる場合は調剤しない等の適切な対応をとること。

薬剤師の資質向上について

1. これまでの動き

- 平成18年度から薬学教育6年制がスタート
 - ・ 平成29年2月25日、26日に、6年制薬学教育に対応してから6回目の国家試験を実施した。
 - ・ 平成25年12月に薬学教育モデル・コアカリキュラムが改訂されたことを受けて、医道審議会薬剤師分科会薬剤師国家試験出題基準改定部会において、新たな薬剤師国家試験出題基準を策定した。
- チーム医療や地域医療に貢献する薬剤師の養成
 - ・ 薬剤師生涯教育推進事業（平成22年より）
- 薬剤師の行政処分
 - ・ 平成28年10月、医道審議会における審議を経て、2名に対して免許取消、6名に対して業務停止の行政処分を行った。

2. 都道府県等に対応頂く事項（依頼）

- 薬剤師の資質向上を図るための研修事業等について、薬剤師、関係機関等への周知等をお願いしたい。
- 薬剤師の行政処分の対象となり得る事案の把握及び行政処分対象者に対する意見聴取等について、引き続き協力をお願いしたい。

医薬品の適正使用等の啓発について

医薬品を使用する国民が、その特性等を十分理解し、適正に使用できるよう、かかりつけ薬剤師・薬局を推進する等の環境整備を進めることが重要。

1. これまでの動き

○ 薬と健康の週間：毎年10月17日～23日

- ・ポスターやリーフレットの各都道府県、薬局、薬店等への配布
- ・厚生労働省Twitter、ビデオ・ラジオ放送、新聞・広報誌掲載による広報
- ・薬事功労者に対する厚生労働大臣表彰

○ 啓発ホームページ 「おくすり e 情報」

- ・普及啓発、法令検索、統計、最近の話題が入手可能。

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/iyakuhin/okusuri/index.html>



(啓発リーフレット)

2. 都道府県等に対応頂く事項（依頼）

- 今後とも、都道府県薬剤師会等の関係機関と連携しつつ、「薬と健康の週間」におけるかかりつけ薬剤師・薬局の推進などの活動、各種メディアを利用したPR及び関係機関等による啓発活動への協力・参画等に努めるとともに、各都道府県の実情に合わせた取り組みをお願いしたい。



情報公開の状況

現状等

- ① 行政機関情報公開法(平成13年4月施行)に基づく開示請求
平成27年度 : 約4,000件(厚生労働本省全体の約7割)
平成28年度(12月末まで): 約2,800件(厚生労働本省全体の約7割)
※ 局独自に「医薬食品局の保有する情報の公開に係る事務処理の手引」を定め、円滑な開示を実施。
- ② 行政機関個人情報保護法(平成17年4月施行)に基づく開示請求
平成27年度 : 25件(厚生労働本省全体373件)
平成28年度(12月末まで): 12件(厚生労働本省全体346件)

【開示請求者】 国民一般、マスコミ、患者団体、薬事関連企業 等

【主な開示請求の内容】

- ・医薬品・医療機器等承認申請関係資料(申請書、資料概要、審査等結果通知書 等)
- ・医薬品・医療機器等外国製造業者認定(更新)申請関係資料
- ・医薬品等副作用・感染症症例報告

都道府県等への要請

「医薬食品局の保有する情報の公開に係る事務処理の手引」を参考にしつつ、各都道府県ごとの条例等にしたいがい、適正な情報公開の推進に努められるようお願いしたい。